



～税制改正に向けた準備について～

消費税軽減税率（令和元年10月から）

消費税率の引き上げ（8%→10%）と同時に**軽減税率制度（軽減8%）**が実施されました。令和元年分の**消費税申告が必要な一般課税の方**は、次の税率区分が必要となります。
区分ができていない場合には、正しい申告が行えませんので、区分経理を行ってください。

期間	項目	税率区分
9月末日まで	売上	8%（標準税率）
	経費	
10月～12月末日まで （令和2年分以降も右記区分をします。）	売上	8%（軽減税率）
		10%（標準税率）
	経費	8%（軽減税率）
		10%（標準税率）

- ※ 簡易課税の方は、売上についての「事業区分」と「税率区分」が必要となります。
- ※ 手書きで記帳している方で消費税申告が必要な方は、上の表に基づき区分経理を行った上で、**消費税区分集計表**の作成をお願いいたします。集計表は申告会事務局に備え付けております。
- ※ 会計ソフトで記帳している方は、税率区分にご注意の上、入力をお願いいたします。

青色申告特別控除額（令和2年分から）

青色申告特別控除額が改正となります。（控除額65万円→55万円）

令和2年分以降も引き続き65万円控除を受けるには、e-Taxによる申告又は電子帳簿の保存（要申請）が要件となります。記帳方法により下記表の通りの対応となります。

手書きで複式簿記による記帳をされている方（①・②のいずれかの方法）

申告方法	注意点
①e-Tax 本人送信	当会の会計システムにデータを入力し、ご本人のマイナンバーカードで送信業務を行います。マイナンバーカードの取得※1が必要となります。（推奨）
②e-Tax 代理送信	当会の会計システムにデータを入力し、税理士による送信業務を行います。※2

※1 取得方法につきましては、会報等でご確認ください。また、取得済みの方は電子証明書の有効期間にご注意ください。

※2 例年2月末日までの受付期限となっております。

会計ソフト（ブルーリターンAなど※3）をご利用の方

マイナンバーカードによるe-Taxを行います。なお、65万円控除の適用が確実にできるよう、**電子帳簿保存の申請**をお願いいたします。

⇒令和2年分から電子帳簿保存の適用を受ける場合の申請期限は、**令和2年9月29日（火）**です。**確定申告後、4月以降にご相談を受付いたします。**

※3 **ブルーリターンAは、電子帳簿保存法に対応しているソフトとなっております。**

その他のソフトをお使いの場合は、対応していない場合もありますので、ソフト製造元に事前の確認をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、川崎西青色申告会事務局までご連絡ください。

電話 044-911-4616

裏面へ

台風第19号により被害を受けられた皆様方へ

この度の台風第19号により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申告・納税等につきまして救済措置がございますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

合わせて、当会で行っている税理士無料相談会（予約制）もご利用下さい。

また、国税庁ホームページ（当会のホームページからもリンクをしています）にも情報が掲載されていますので、合わせてご覧ください。

税理士無料相談会日程（予約制）

日程	受付時間	相談時間	相談会場
令和元年12月9日(月)	午後1時00分～	30分	川崎西青色申告会館
令和2年1月8日(水)	午後3時00分		

※予約連絡先 川崎西青色申告会 TEL044-911-4616

消費税についてご確認ください！！

○ **課税期間**（令和元年分）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表①～③のいずれかの条件にあてはまる方となります。

令和元年分の**課税売上高が1,000万円を超えていなくても、消費税の確定申告が必要となります**ので、ご注意ください。

①	基準期間 （平成29年分）において 課税売上高が1,000万円を超えている 。
②	特定期間（平成30年1月1日から6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている。 （注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。

令和2年分において新たに課税事業者になられる方へ

基準期間（平成30年）・特定期間（平成31年1月1日～令和元年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている方となります。

以下の書類の提出が必要となります

提出書類名	提出時期など
消費税課税事業者届出書（基準期間用）	速やかにご提出ください。
消費税課税事業者届出書（特定期間用）	速やかにご提出ください。



消費税の計算方法には、**一般課税（原則）**と**簡易課税（選択）**があります。納付税額に差が生じるため、簡易課税を選択した方が有利か不利かを判断する必要があります。

申告会にお越しになり、必ず納付税額のシミュレーションをしてください！

令和2年分で簡易課税を選択する場合は、**令和元年12月31日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」**の提出が必要となります。

※ 簡易課税制度の選択には、「2年間は簡易課税制度が適用される」等、多くの注意点があります。ぜひ申告会へご相談ください。